

国立大学法人信州大学役員報酬規程

(平成 16 年 4 月 7 日国立大学法人信州大学規程第 43 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「国大法」という。）第 35 条において準用する独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 52 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人信州大学の役員報酬（以下「役員報酬」という。）に関し必要な事項を定める。

(役員報酬の種類)

第 2 条 役員報酬は、常時勤務する役員（以下「常勤役員」という。）については基本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、期末特別手当及び寒冷地手当とし、それ以外の役員（以下「非常勤役員」という。）については非常勤役員手当とする。

(役員報酬の支給日)

第 3 条 役員報酬（期末特別手当及び寒冷地手当を除く。）の支給日は、その月（非常勤役員手当は翌月）の 17 日（ただし、その日が日曜日に当たるときは 15 日、土曜日に当たるときは 16 日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは 18 日）とする。

2 期末特別手当の支給日は、6 月 30 日及び 12 月 10 日（ただし、これらの日が日曜日に当たるときはこれらの日の前々日、土曜日に当たるときはこれらの日の前日）とする。

3 寒冷地手当の支給日は、11 月から翌年 3 月までの各月の 17 日（ただし、その日が日曜日に当たるときは 15 日、土曜日に当たるときは 16 日）とする。

(役員報酬の支払方法)

第 4 条 役員報酬は、通貨で直接役員にその全額を支払うものとする。ただし、その月の役員報酬から法令に定めるもの及びこれらに準ずるものを控除し、その残額を支払うものとする。

2 前項の役員報酬は、役員同意を得た場合においては、当該役員指定する預貯金口座に所要金額を振り込むことによって支払うことができる。

3 業務について生じた実費の弁償は、役員報酬には含まれない。

(基本給)

第 5 条 基本給は、次のとおりとする。

学長 月額 1,063,000 円又は 991,000 円のうちから、国立大学法人信州大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）の議に基づき、学長が定める額

理事 月額 919,000 円、840,000 円、782,000 円又は 726,000 円のうちから、経営協議会の議に基づき、学長が定める額

監事 月額 726,000 円

(地域手当)

第 6 条 地域手当は、国立大学法人信州大学職員給与規程（平成 16 年国立大学法人信州大学規程第 44 号。以下「給与規程」という。）第 24 条第 1 項又は第 3 項に規定する地域手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 地域手当の月額は、給与規程第 24 条第 1 項又は第 2 項に規定する額とする。
(広域異動手当)

第 6 条の 2 広域異動手当は、給与規程第 24 条の 3 第 1 項から第 3 項までに規定する広域異動手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 広域異動手当の月額は、給与規程第 24 条の 3 第 1 項から第 4 項までに規定する額とする。
(通勤手当)

第 7 条 通勤手当は、給与規程第 26 条第 1 項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の月額は、給与規程第 26 条第 2 項及び第 3 項に規定する額とする。
(単身赴任手当)

第 8 条 単身赴任手当は、給与規程第 27 条第 1 項に規定する単身赴任手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 単身赴任手当の月額は、給与規程第 27 条第 2 項に規定する額とする。
(期末特別手当)

第 9 条 期末特別手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に支給する。また、これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは国大法第 17 条第 1 項及び第 2 項第 1 号に該当して解任され、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、解任され、又は死亡した常勤役員にあつては、退職し、解任され、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本給、地域手当額及び広域異動手当額の合計額に、当該額に 100 分の 20 を乗じて得た額及び基本給に 100 分の 25 を乗じて得た額を加算した額を基礎として、6 月に支給する場合においては 100 分の 145、12 月に支給する場合においては 100 分の 165 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、給与規程第 35 条第 2 項に規定する割合を乗じて得た額とする。

3 学長は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘案して、前項の規定による期末特別手当の額をその 100 分の 10 の範囲内で、経営協議会の議に基づき、これを増額又は減額することができる。

(寒冷地手当)

第 10 条 寒冷地手当は、給与規程第 40 条第 1 項に規定する支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 寒冷地手当の額は、給与規程第 40 条第 2 項及び第 3 項に規定する額とする。
(非常勤役員手当)

第 11 条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。

理事 日額 35,000 円

監事 日額 35,000 円

(基本給の支給)

第 12 条 新たに常勤役員となった者には、その日から基本給を支給する。また、引き続き別の常勤役員となった等の理由により基本給に変更が生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日まで基本給を支給する。
- 3 常勤役員が死亡した場合には、その月まで基本給を支給する。この場合において、死亡した者が、その月の末日に死亡したものとしたときに受けることとなる基本給を支給するものとする。
- 4 常勤役員に基本給を支給する場合であって、月の中途から支給するとき又は月の中途まで支給するときは、その基本給は、その月の現日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第 13 条 この規程により計算した金額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、別に定めがあるときは、この限りでない。

(雑則)

第 14 条 この規程の実施に必要な給与の支給手続等の事項については、給与規程に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 7 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 16 年 12 月 2 日平成 16 年度規程第 14 号)

この規程は、平成 16 年 12 月 2 日から施行し、平成 16 年 10 月 28 日から適用する。

附 則 (平成 18 年 1 月 19 日平成 17 年度規程第 50 号)

この規程は、平成 18 年 1 月 19 日から施行し、平成 17 年 12 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 18 年 3 月 30 日平成 17 年度規程第 70 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 26 日平成 19 年度規程第 86 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する

附 則 (平成 21 年 6 月 23 日平成 21 年度規程第 8 号)

1 この規程は、平成 21 年 6 月 23 日から施行し、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

2 平成 21 年 6 月に支給する期末特別手当に関する第 9 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 160」とあるのは「100 分の 145」とする。

附 則 (平成 21 年 11 月 11 日平成 21 年度規程第 33 号)

この規程は、平成 21 年 11 月 11 日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 21 年 12 月 1 日平成 21 年度規程第 37 号)

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 1 月 14 日平成 21 年度規程第 44 号)

この規程は、平成 22 年 1 月 14 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 26 日平成 21 年度規程第 81 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。